

転出

に関連するおもな手続

総合支所・支所 マークのあるものは、東郷総合支所、各支所でも受付しています。

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続をご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	受付窓口	受付 済
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは 住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	転出先でカードの継続利用(住所変更)	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ※暗所番号が必要となります		転出先の市区町村	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です	・転出先の市区町村にご相談ください。			
	印鑑登録をしている方	自動的に廃止になります。転出先で 改めてお手続が必要です。			受付 1 階 6 番窓口 (市民課) 総合支所・支所	
保険	国民健康保険に加入している方	国民健康保険の脱退 国民健康保険資格確認書の返却または 有効期限の書き換え 国民健康保険税の精算	・国民健康保険資格確認書 ・口座がわかるもの ※国民健康保険税の払戻しがある場合 に必要となります。		国民健康保険 後期高齢者医療のこと 1 階 4 番窓口 (国民健康保険課) 総合支所	
	→修学のために転出する方	転出先で引き続き日向市の健康保険を 使う手続	在学証明書			
	→住所地特例に該当する施設に転出する方		在園証明書			
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療資格確認書の返却 後期高齢者医療保険料の精算 負担区分等証明書等の受取 ※転出先へ提出してください	・後期高齢者医療資格確認書 ・口座がわかるもの ※後期高齢者医療保険料の払戻しがある 場合に必要となります。			
	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証			
年金	海外へ出国する方	国民年金保険料のご相談 国民年金の任意加入のご相談	※受付窓口でご相談ください		国民年金のこと 1 階 5 番窓口 (市民課)	
高齢	65歳以上の方	介護保険証の返却	介護保険証		受付 1 階 6 番窓口 (市民課)	
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	※転出先でも日向市の介護保険証を そのまま使ってください	介護保険証			
	要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください	介護保険証			
障がい	重度心身障がい者の医療費受給資格を お持ちの方	・受給者資格変更届または喪失届	(交付されている方) 重度心身障害者医療費受給者証		障がい福祉のこと 1 階 15 番窓口 (福祉課)	
	重度障がい者タクシー料金助成券をお持ちの方 車イス用タクシー料金助成券をお持ちの方	・重度障がい者タクシー料金助成券の 返却 ・車イス用タクシー料金助成券の返却	重度障がい者タクシー料金助成券 車イス用タクシー料金助成券			
	転出に伴い障がい福祉サービスの利用を終了 する方	・障がい福祉サービス受給者証の返却	障がい福祉サービス受給者証			
こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	転学手続 ※在学証明書と教科用図書給与証明書 を転出する学校でお受け取りください。	転学通知書		転出する学校	
	児童手当を受給している方 (0才～高校生年代)	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	転出先での申請遅れに注意して ください		子育てのこと 1 階 14 番窓口 (こども課)	
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～中学生年代)	受給者資格変更届または喪失届	子ども医療費受給者証			
	妊娠中の方	日向市の妊婦健康診査助成券は使え なくなりますので、転出先で手続し てください				
	保育園等に入園しているお子さんがある方	退園手続				
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください			
		ひとり親家庭等医療費助成の喪失届				
	上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※転出先の市町村で各種手続の際、 「所得課税証明書」を提出してください	本人確認書類(免許証など)		受付 1 階 6 番窓口 (市民課) 総合支所・支所	
税・ 料金	上下水道の使用をやめる方	使用中止手続	お電話で手続できます		上下水道料金センター 健康管理センター1階 0982-52-5228	

税・料金	原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告（軽自動車税）	※受付窓口でご相談ください		市税の納付 相談のこと 1階2番窓口
	海外に転出される方	納税管理人指定申告書・承認申請書			市県民税 軽自動車税 固定資産税のこと 1階3番窓口 (税務課)
	未納となっている市・県民税、軽自動車税、 固定資産税のご相談	納付相談			
	軽自動車（660cc以下の三輪・四輪自動車） を所有している方	※軽自動車検査協会宮崎事務所でご相談ください			軽自動車検査協会 宮崎事務所 050-3816-1760
	軽二輪（126cc以上～250cc以下のバイク）、 二輪の小型自動車（251cc以上のバイク）、 普通自動車を所有している方	※宮崎運輸支局でご相談ください			宮崎運輸支局 050-5540-2088
その他	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続	※受付窓口でご相談ください		県北住宅管理センター (日向営業所) 原町4丁目120番地6 0982-57-3151
	引越しの片付けで多量のごみを処分する方	・ご自身で処理施設に持ち込む（無料） ・運搬の依頼をする（有料）	※運搬の依頼をする場合は、 右記の、家庭系一般廃棄物の 収集運搬の許可を持つ業者にご 相談ください		環境政策課 大字富高2203番地1 0982-53-2256 【許可業者】 (有)クリーン日向 0982-53-3109 (株)黒田工業 0982-55-0055 (株)日向衛生公社 0982-54-5111

市代表電話番号

0982-52-2111

開庁時間 朝 8時45分～夕方4時30分（土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです）

《東郷総合支所》
日向市東郷町山陰辛273番地1
0982-69-2111

《細島支所》
日向市大字日知屋古田町61番地1
0982-52-2601

《岩脇支所》
日向市大字平岩737番地2
0982-57-1001

《美々津支所》
日向市美々津町3432番地1
0982-58-1101

なお、総合支所・支所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

日向市ホームページ <https://www.hyugacity.jp/>



転出手続ガイド

質問に答えることで、該当する
手続を確認することができます。



転出手続ガイド二次元コード

手続チェックシート

転出

他の市町村へ引越しされる方へ

転出届

・転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

《届出に必要な物》

・国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」

・住み始めてから14日以内に、
「転出証明書（またはマイナンバーカード、住基カード）」を持参して
新しい住所地の市区町村役場で転出届をしてください

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をします
本人確認書類の提示をお願いいたします

〈官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの〉

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

その他

・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で
本人確認
できるもの

・健康保険証 ・年金手帳※
・介護保険証 ・健康保険資格確認書
・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、
引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

関連する手続は内側にあります

必要な書類がそろわない手続は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続をするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続の場合は、手続の対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。